

令和5年度

福島県立特別支援学校高等部入学者選抜募集要項

福島県立平支援学校

福島県立平支援学校（以下「本校」という）高等部の入学者選抜は、この要項に定める事項のほか、「令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 課程・学科、募集定員

1 課程・学科 全日制・普通科

2 修業年限 3年

3 募集定員 15名程度

4 募集範囲 原則として県下一円とする。

5 教育内容

「高等学校学習指導要領」及び「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づいて教育課程を編成し、生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすとともに、これからの社会をより豊かに生き抜く力を育成する。

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和5年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 出願資格

この要項に示した「I 入学者募集 2 出願資格」に定めるところによる。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

2 出願方法

(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）校長を通して、本校校長に出願する。

(2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

3 併願の取扱い

同一人が同時に本校高等部と他の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

4 出願期間

令和5年2月3日（金）から2月8日（水）までとする。

受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

5 出願に必要な書類

(1) 入学願書（本校所定の様式による）

(2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号。以下「調査書」という）

知的障がい特別支援学校中学部生徒指導要録（視覚支援学校、聴覚支援学校及び肢体不自由又は病弱支援学校で知的障がいを併せ有する生徒のものも含む）、又は中学校生徒指導要録（知的障がい特別支援学級）を使用している学校においては、実施要綱様式第3号に記入して添付する。

ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。

なお、提出期間は令和5年2月14日（火）から2月15日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(3) 在学（出身）学校及び出願者氏名を記入した受験票用紙（実施要綱様式第8-1号）

(4) 学校教育法施行令第22条の3に定められた肢体不自由の障がいのあることを証明する書類（「身体障害者手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など）

ただし、本校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。

(5) 在学（出身）校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。

(6) 入学検定料は徴収しない。

6 願書受付

(1) 出願願書を受け付けた後、受験番号を記入した受験票（実施要綱様式第8-1号）を交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

7 出願先変更

(1) 出願者は、令和5年2月9日（木）から2月13日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、出願の場合と同じとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

(2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

① 特別支援学校前期選抜出願先変更承認書交付願（実施要綱様式第6号）を在学（出身）校長を通して本校校長に提出する。

② 本校校長は、特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書（実施要綱様式第7号）を交付する。

③ 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記特別支援学校前期選抜出願先変更承認書及び特別支援学校前期選抜出願先変更連絡書を添えて、変更先の特別支援学校校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、入学願書及び受験票用紙は、県立

高等学校用のものを用い、入学願書には入学検定料として「福島県収入証紙」を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

(3) すでに交付を受けた受験票は、本校に返還する。

8 出願の取消し

(1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。

(2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、本校校長に提出する。

(3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

9 出願書類提出先及び問い合わせ

福島県立平支援学校

〒970-8001 福島県いわき市平上平窪字羽黒40番地の45号

電話 0246(24)2501・2502

FAX 0246(23)5135

問い合わせ受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

2 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 学力検査及び面接

(1) 期 日 令和5年3月3日（金）

(2) 場 所 福島県立平支援学校

(3) 学力検査等

A 型 : 国語、社会、数学、理科、外国語（英語）
（中学部又は中学校で、通常の教育課程を履修した者）

B 型 : 国語、数学、自立活動の諸検査
（知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者）

C 型一ア : 自立活動の諸検査
（中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者）

C 型一イ : 自立活動の諸検査及び行動観察
（中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

(4) 面 接 全ての型において個人面接を実施する。

(5) 持参物 受験票、上履き、マスク、筆記用具（A・B型のみ）、昼食（A型のみ）
健康状態チェックリスト

(6) 日程

① A型

8:00～8:30		受付	
8:30～8:45		日程説明	
8:45～8:50		移動	
学力検査等	実施時刻	時間	教科
	9:00～9:40	40分	国語
	(休憩 15分)		
	9:55～10:35	40分	数学
	(休憩 15分)		
	10:50～11:30	40分	理科
	(休憩 15分)		
	11:45～12:25	40分	社会
	(昼休み 60分)		
	13:25～14:05	40分	外国語(英語)
(休憩 15分)			
14:20～15:00	40分	面接	

② B型

8:00～8:30		受付	
8:30～8:45		日程説明	
8:45～8:50		移動	
学力検査等	実施時刻	時間	教科等
	9:00～9:20	20分	国語
	9:20～9:40	20分	数学
	(休憩 20分)		
	10:00～10:40	40分	自立活動の諸検査
	(休憩 20分)		
	11:00～11:30	30分	面接

③ C型ーア

8:00～8:30		受付	
8:30～8:45		日程説明	
8:45～8:50		移動	
検査等	実施時刻	時間	教科等
	9:00～9:40	40分	自立活動の諸検査
	(休憩 15分)		
	9:55～10:25	30分	面接

④ C型ーイ

8:00～8:30		受付	
8:30～8:45		日程説明	
8:45～8:50		移動	
検査等	実施時刻	時間	教科等
	9:00～9:40	40分	自立活動の諸検査 及び行動観察
	(休憩 15分)		
	9:55～10:25	30分	面接

3 合格者発表

- (1) 令和5年3月15日（水）正午以降に発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。
その際、受験票を提示すること。
- (3) 電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手續

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、本校校長に提出する。
ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

3 その他必要な事項

高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出願

1 出願資格

この要項に示した「Ⅰ 入学者募集 2 出願資格」に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

- (1) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- (2) 県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- (3) 他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

2 出願方法

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「2 出願方法」に定めるところによる。

3 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出願」の「3 併願の取扱い」に定めるところによる。

4 出願期間

令和5年3月16日（木）から3月17日（金）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

5 出願に必要な書類

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願**」の「5 出願に必要な書類」に定めるところによる。

ただし、入学願書は本校所定の様式、受験票は実施要綱様式第8-2号による。又、調査書は、入学願書に添付して提出する。

6 願書受付

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願**」の「6 願書受付」に定めるところによる。

ただし、受験票は実施要綱様式第8-2号とする。

7 出願先変更

- (1) 出願者は、令和5年3月20日(月)に、1回に限り出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、午後5時までに在学(出身)校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (2) 出願先を他の高等部又は県立高等学校へ変更する場合は、次の手続によって願い出るものとする。

- ① 特別支援学校後期選抜出願先変更願(実施要綱様式第5-3号)、新たに作成した入学願書、受験票用紙及び調査書を在学(出身)校長を通して変更先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

ただし、出願先を県立高等学校に変更する場合は、出願先変更願、入学願書及び受験票用紙は、県立高等学校用のものを用い、入学検定料納付済証明書(又はその写し)を貼付する。

なお、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、出願先の特別支援学校長又は県立高等学校長に提出する。

- ② 本校校長は、志願者が先に出願した特別支援学校長又は県立高等学校長に、特別支援学校後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

- ③ 出願先変更希望者のいる学校長は、先に出願した特別支援学校長に特別支援学校後期選抜出願先変更者名簿(実施要綱様式第12号)を持参するか又はFAXで送付すると同時に電話で連絡する。

- (3) すでに交付を受けた受験票は、本校に返還する。

8 出願の取消し

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願**」の「8 出願の取消し」に定めるところによる。

9 出願書類提出先及び問い合わせ

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **1 出 願**」の「9 出願書類提出先及び問い合わせ」に定めるところによる。

2 入学者選抜

1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、小論文（作文）又は自立活動の諸検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 小論文（作文）又は諸検査及び面接

(1) 期 日 令和5年3月23日（木）

(2) 場 所 福島県立平支援学校

(3) 小論文（作文）又は諸検査

A 型 : 小論文（作文）

（中学部又は中学校で、通常の教育課程を履修した者）

B 型・C 型 : 自立活動の諸検査

（知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者、中学部又は中学校で各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者、中学部で自立活動を主とした教育課程を履修した者）

(4) 面 接 全ての型において個人面接を実施する。

(5) 持参物 受験票、上履き、マスク、筆記用具（A 型のみ）健康状態チェックリスト

(6) 日 程

① A 型

8 : 10 ~ 8 : 30		受 付	
8 : 30 ~ 8 : 45		日程説明	
8 : 45 ~ 8 : 50		移 動	
検 査 等	実施時刻	時 間	教 科 等
	9 : 00 ~ 9 : 40	40分	小論文（作文）
	（ 休 憩 20分 ）		
	10 : 00 ~ 10 : 20	20分	面 接

② B 型・C 型

8 : 10 ~ 8 : 30		受 付	
8 : 30 ~ 8 : 45		日程説明	
8 : 45 ~ 8 : 50		移 動	
検 査 等	実施時刻	時 間	教 科 等
	9 : 00 ~ 9 : 40	40分	自立活動の諸検査
	（ 休 憩 20分 ）		
	10 : 00 ~ 10 : 20	20分	面 接

3 合格者発表

(1) 令和5年3月24日（金）正午以降に発表する。

(2) 合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。

その際、受験票を提示すること。

(3) 電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手續

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 **2 入学者選抜**」の「4 入学辞退の手續」に定めるところによる。

3 その他必要な事項

高等部を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに本校が実施する教育相談を受けるものとする。